

2021年5月26日

滋賀県議会議長
富田 博明様

日本共産党滋賀県議会議員団団長
節木三千代

議会運営委員会による発言通告書の「検閲」の中止を求める(申入れ)

5月18日の議会運営委員会において、「質疑に係る発言通告書提出後の議会運営委員会において、提出された発言通告書の写しを配布し、質疑要旨が議題となっている事件の範囲と認められるかを確認する」こととしたことについて、強く抗議し、中止することを求める。

昨年9月にも、関連質問について議運によって発言通告書が「検閲」され、杉本議員の発言が封殺されたことに対して、従来通り、議長の許可により関連質問ができるよう求めてきた。

言論の府である議会において、議会運営委員会が、今回質疑についてもこのような「検閲」をおこなって、発言を制限することは断じて許されるものではない。

そもそも、議会運営委員会は議会の審議を円滑に運営するため、各会派間の協議を尽くすことを基本として設置された調整機関である。議事日程、本会議・委員会・休会の割り振り、本会議での質問や討論などの発表者の人数や発言時間、発言順序など議会の運営について協議する機関である。しかるに、議会運営委員会が議員の発言通告の内容を「検閲」するようなことは、議運制度の主旨を歪めるものである。

このようなことがまかり通れば、議運で多数を占める会派の意向次第で、議員の発言を封じることができるようになり、今後一般質問等についても敷衍されかねない。

県議会にまず求められるのは自由で活発な議論である。議運による議員の発言通告書の「検閲」は、議会制民主主義を歪め、議員の発言権を侵害する反民主主義の異常なものである。よって、議運による議員の発言通告書の「検閲」は一切やめることを強く求める。

以上